

新入生の皆様へ

高等教育の修学支援新制度に係る取扱いに関して

本学は令和2年4月から実施されている「高等教育の修学支援新制度（入学金減免・授業料減免・給付型奨学金）」の対象校に認定されています。

本学では、入学納付金（入学金、授業料、施設費・諸会費）を入学手続要項に記載された納入期日までに所定の金額を納入していただく必要があります。（減免後の金額ではありませんので、ご注意ください。）

入学式後の事務連絡で配布する「4月予定表」をご確認いただき、高等教育修学支援新制度（給付奨学金・授業料減免）（多子世帯含む）予約採用者（新入生）対象説明会に「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」及び手続書類を持参のうえ参加してください。大学進学後に必要な手続きについて説明します。

上述の手続きにより、対象者であることを確認後に減免相当額を還付します。（還付時期については後日連絡の予定）

※予約採用されていない方は、入学後に申し込むことができます。「4月予定表」をご確認いただき高等教育修学支援新制度

（給付奨学金・授業料減免）（多子世帯含む）新規申込者対象説明会に参加してください。